

子ども・子育て支援新制度の概要とポイント

〈背景〉

- 社会保障制度の見直し ⇒ 全世代対応型へ(社会保障3経費→4経費)
消費税財源から0.7兆円を子ども・子育て支援に
すべての子ども・子育て家庭を社会全体で支援
- 少子化対策の推進 ⇒ 新制度+ワーク・ライフ・バランス(働き方の見直し)
- 幼児教育の一層の充実 ⇒ 子どもの貧困問題の克服
小学校以降の教育の基礎を培う
すべての幼児に質の高い幼児教育を提供

* 構造的背景: 少子化や核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化、女性就労と非正規雇用の増加
(子ども環境の貧困化、経済的・地域的格差の拡大、保育需要の変化など)

〈理念〉 すべての子どもの最善の利益

- 子どもに対する理念 ⇒ 例外のない保育保障(質の高い保育・教育)
- 保護者・家庭に対する理念 ⇒ 切れ目のない支援、親育ちの支援
- 地域社会に対する理念 ⇒ 子どもや子育てにやさしいまちづくり

〈主なポイント〉 供給主体の発想から需要主体の発想へ

○例外のない保育保障Ⅰ：保育需要の把握

- ⇒ 客観的な基準に基づき市町村が保育認定(1号、2号、3号認定)
「保育の必要性・量」(保育需要)の把握(現在の需要、潜在需要の見込み)

○例外のない保育保障Ⅱ：保育供給の確保

- ⇒ 認可保育所、認定こども園、家庭的保育・小規模保育など多様な供給
保育所の認可制度の改善(供給過剰でない限り認可)
認定こども園制度の改善(すべての類型に財政措置、新幼保連携型の創設)
利用者選択を重視した公的契約制(確実な保育費用と市町村の関与)

○需要主体の発想：子ども・子育て財源の一元化：子ども色の財源

- ⇒ 幼稚園、保育園、認定こども園に共通した施設型給付(私立保育所を除く)
家庭的保育、小規模保育、事業所内保育など新たな地域型保育給付

○切れ目のない支援：地域子育て支援の充実：切れ目のない支援

- ⇒ 地域子ども・子育て支援事業(法定化された13事業を市町村が実施)
* 地域子育て支援拠点事業、一時預かり、延長保育事業、放課後児童クラブ事業など

○子ども・子育てにやさしいまちづくり：市町村が実施主体

- ⇒ 市町村子ども・子育て支援事業計画を策定(5年の計画期間)
市町村子ども・子育て会議の活用

1. 保育の必要性の認定について

1. 概要

- 子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組み。
- 保育の必要性の認定に当たっては、①「事由」（保護者の就労、疾病など）、②「区分」（保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量）について、国が基準を設定。

2. 「事由」について

- 給付の対象となる教育・保育の適切な提供等に当たって施設・事業者に対して求める基準を設定。

現行の「保育に欠ける」事由

- 以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること
- ① 昼間労働することを常態としていること（就労）
- ② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産）
- ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること（保護者の疾病、障害）
- ④ 同居の親族を常時介護していること。（同居親族の介護）
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧）
- ⑥ 前各号に類する状態にあること。（その他）



新制度における「保育の必要性」の事由

- 以下のいずれかの事由に該当すること
※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能
- ① 就労
・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）
- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病、障害
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動 ・起業準備を含む
- ⑦ 就学 ・職業訓練校等における職業訓練を含む
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

3. 「区分」について

- 保育の提供に当たって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の大括りな2区分を設定。
- この2つの区分の下、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定。

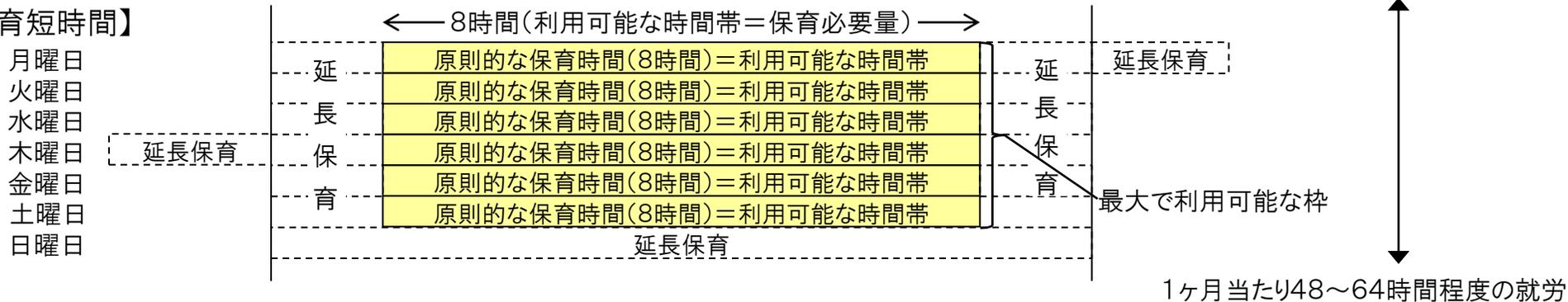
[保育必要量のイメージ](一般的な保育所のように、月曜日～土曜日開所の場合)

※開所時間は市町村、施設・事業ごとに定める

【保育標準時間】



【保育短時間】



子ども・子育て支援新制度の概要

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など
共通の財政支援

地域の実情に応じた
子育て支援

施設型給付

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、
学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園
3～5歳

保育所
0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実
施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

新しく
制度化

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

地域子ども・子育て支援事業

- ・利用者支援事業(新規)
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業等
- ・子育て短期支援事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業

- ・延長保育事業
- ・病児保育事業
- ・放課後児童クラブ

- ・妊婦健診

- ・実費徴収補足給付事業
- ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業

子ども・子育て支援法に基づく 「すべての子ども・子育て家庭」を対象とした支援

	家庭以外の保育を必要としない	家庭以外の保育を必要とする
3～5 歳児	<p>【1号認定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園 ○認定こども園 <p>(幼稚園利用者： 3～5歳児の49.3%) (1*)</p>	<p>【2号認定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育所 ○認定こども園 <p>(保育所利用者： 3～5歳児の44.5%) (2*)</p>
0～2 歳児	<p>地域の子ども・子育て支援 (3*)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一時預かり ○子育て支援拠点 ○認定こども園等の 子育て支援機能 等 <p>(保育所を利用していない者： 0～2歳児の72.7%) (4*)</p>	<p>【3号認定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育所 ○認定こども園 ○小規模保育 等 <p>(保育所利用者： 0～2歳児の27.3%) (2*)</p>

(1*) 幼稚園利用者は「平成26年度学校基本調査」(文部科学省)より

(2*) 保育園利用者は「保育所関連状況取りまとめ(平成26年4月1日)」(厚生労働省)より

(3*) 地域の子ども・子育て支援は全てのこどもが対象

(4*) 保育所を利用していない者は保育所利用者からの差引

※ (1*)(2*)(4*)を算出する際の乳幼児数は「人口推計年報(平成25年10月1日)」より

地域型保育事業について

○ 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることになっている。

◇小規模保育(利用定員6人以上19人以下)

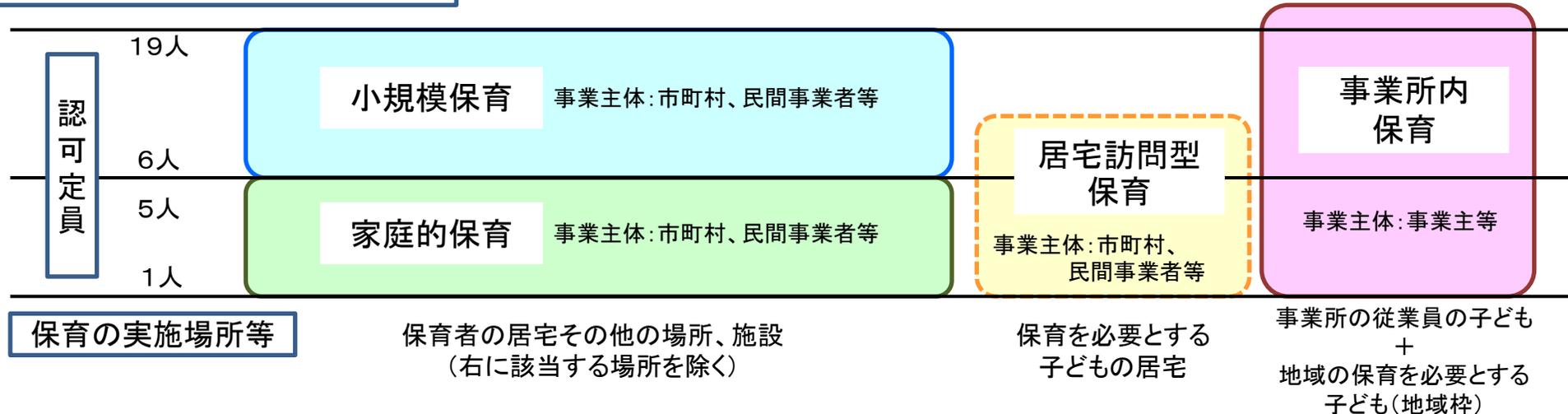
◇家庭的保育(利用定員5人以下)

◇居宅訪問型保育

◇事業所内保育(主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)

○ 「子ども・子育て新システムに関する基本制度」(平成24年3月2日少子化社会対策会議決定)においても、待機児童が都市部に集中し、また待機児童の大半が満3歳未満の子どもであることを踏まえ、保育所や認定こども園に加え、こうした多様な保育事業も併せて、施策の拡充を図っていくこととされている。

地域型保育事業の位置付け



地域子ども・子育て支援事業の対象範囲について

- 地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する以下の事業とする。なお、以下の対象事業の範囲は法定されている。
- ① 利用者支援
 - ② 地域子育て支援拠点事業
 - ③ 一時預かり
 - ④ 乳児家庭全戸訪問事業
 - ⑤ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
 - ⑥ ファミリー・サポート・センター事業
 - ⑦ 子育て短期支援事業
 - ⑧ 延長保育事業
 - ⑨ 病児・病後児保育事業
 - ⑩ 妊婦健診
 - ⑪ 放課後児童クラブ
 - ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
 - ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

※②～⑩の事業については、児童福祉法等により現在も事業を実施。現行の事業の現状を踏まえつつ、これらを子ども・子育て新制度上に位置づけるにあたって必要な事業の充実や運用の改善について、それぞれ検討する(※ただし妊婦健診については、「望ましい基準(厚生労働大臣が定める)」を、現行の局長通知をベースに策定する)。

※「⑪放課後児童クラブ」については、今般の児童福祉法改正で、市町村が条例で人員等の基準を定めることとされたところであり、国は条例のための基準(厚生労働省令)等について検討する。

※⑫、⑬の事業については、幼稚園、保育所等の運営状況を踏まえて詳細を検討する。